

倉吉市訓令第4号

倉吉市企画審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市企画審議会規程の一部を改正する訓令

倉吉市企画審議会規程（平成9年倉吉市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審議事項)</p> <p>第3条 審議会に付議すべき事項は、次に掲げる事項とする。<u>この場合において、緊急の場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、付議しないことができる。</u></p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第3条 審議会に付議すべき事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。